

平成27年度（12月） 第9回浜北区協議会 次第

日時：平成27年12月17日（木）午後1時30分から

会場：浜北区役所 北館3階 大会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 協議事項

使用料の見直しについて

【資料1】

(2) 諮問事項に対する答申

浜松市浜北生きがいデイサービスセンターの管理運営手法の見直しについて

【資料2】

(3) 報告事項

地域課題について

【資料3】

3 その他

(1) その他

(2) 次回の開催予定

4 閉 会

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	使用料の見直しについて				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>【現状及び背景】 公共施設の使用料については、消費税率の変更や政省令の改正に伴う対応以外の見直しは実施していない状況である。</p> <p>【課題等】 結果として、施設間の受益者負担水準や減免対象、減免率などについて、ばらつきが生じている。</p>				
対象の区協議会	全区協議会				
内 容	<p>【調整内容】 公共関与の必要性や利用者間の公平性の観点から、施設区分ごとに統一基準を設け、受益者負担の適正を図る。 また、使用料において、減免では、現在便益を受けている人が不利益を被ることのないよう対象の拡大・統一を図り、料金改定では、同種施設における料金の差違を統一する。 なお、スポーツ施設については、体育館、運動場、水泳場等種類ごとに、規模・整備レベルにより分類し、料金統一を図る。</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	平成 28 年 2 月議会 条例改正 平成 29 年 4 月 施行 ※浜北体育館については平成 28 年 4 月より施行				
担当課	スポーツ振興課 公園課	担当者	スポーツ振興課 加藤 小柳 公園課 中村	電話	スポーツ振興課 457-2421 公園課 457-2353

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

使用料の見直しについて

1 趣旨

公共関与の必要性や利用者間の公平性の観点から、施設区分ごとに統一基準を設け、受益者負担の適正を図るものであり、市の収入の増加が目的ではない。

使用料において、減免では、現在便益を受けている人が不利益を被ることのないよう対象の拡大・統一を図り、料金改定では、同種施設における料金の差違を統一するものである。

2 全体影響額 △14百万円

- ・減免統一 △24百万円
- ・料金改定 +10百万円

3 使用料の減免、こども料金・高齢者料金の区分の統一

(1) 専用利用

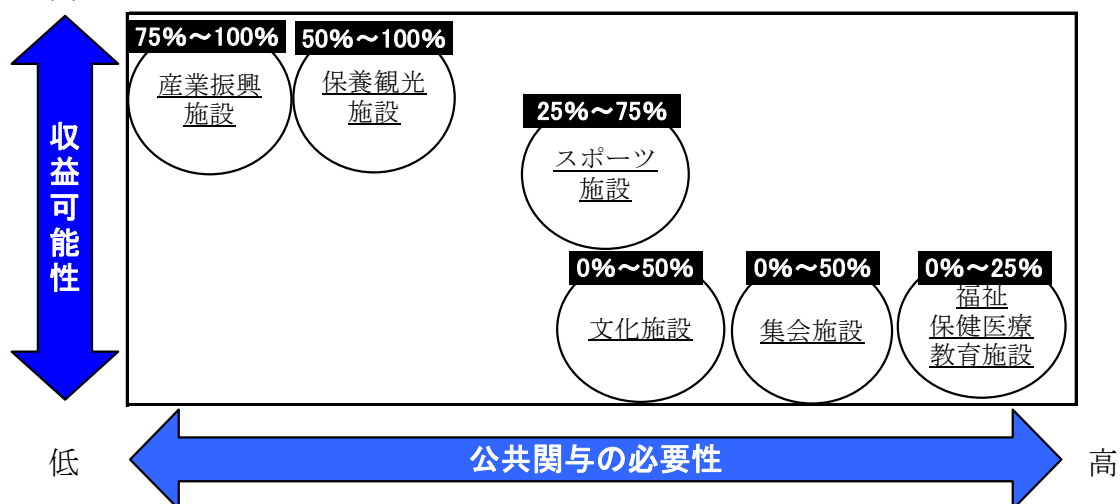
- ・減免対象に地区コミュニティ協議会を追加
- ・小中学校に対する減免を拡大し、幼稚園・保育園等及び高等学校も対象に追加

(2) 個人利用 文化施設及びスポーツ施設の減免統一（文化8施設、スポーツ23施設）

施設区分	未就学	小学生	中学生	高校生	一般	70以上	障害者
文化	無料				1	無料	免除
スポーツ	1/2					1/2	

4 施設別受益者負担率

(概念図) 高



- ・改定額の上限は原則として、現行使用料の1.5倍以内とする

5 使用料改定（全188施設中 見直し対象 スポーツ施設34施設（39区分））

- ・施設の規模により、統一の料金及び時間区分によるあるべき姿を設定
- （例）野球場 1,740円/2時間（現行 最高1,740円/2時間 最低520円/2時間）

使用料の見直しについて

1 趣旨

公共施設の使用料については、公共関与の必要性や利用者間の公平性の観点から、受益者負担水準、減免対象などについて、区分毎に一定の基準を定めるものである。

2 使用料の減免、こども料金・高齢者料金の区分の統一

- ・全体影響額 約24百万円減
- ・平成28年2月議会条例(15件)、規則(38件)改正、平成29年4月施行

(1) 専用利用（会議室や体育館などを貸し切り、専用で使用する場合の料金設定）

影響額 約5百万円減

優先団体 施設の設置目的に合致する利用者

減 免 市の施策に合致する利用者

ア 使用料体系 ※現行と変更なし

区分	優先団体	その他	減免
料金体系	1/2	1	免除 or 1/2
← 条 例 →		← 規 則 →	

イ 減免対象団体

- ・対象団体に地区コミュニティ協議会を追加(規則20件改正)
- ・子どもたちのスポーツ活動に取り組んでいる団体について統一基準設定(規則12件改正)

減免の区分		割合	対象となる団体
専用利用	住民団体による活動で全市域または当該区域を対象とするもの	免除	自治会連合会 ※地区コミュニティ協議会
		5割減免	自治会
		5割減免	地区社会福祉協議会、浜松市青少年健全育成会連絡協議会、中学校区青少年健全育成会、遺族会
		5割減免	自主防災隊、交通安全協会、警察署地域安全協議会、交番連絡会
	5割減免	総合型地域スポーツクラブ	
	設置又は活動が、市民福祉の向上や市民の安心安全に係る法に基づいた組織	5割減免	保護司会、民生委員・児童委員協議会、人権擁護委員協議会、消防団、水防団、スポーツ推進委員
	市長が定めるところにより認定する障害者、高齢者の団体	5割減免	市長が別に定めるところにより認定する身体障害者、知的障害者、精神障害者又は高齢者の団体
子どもたちのスポーツ活動に取り組んでいる学校、児童福祉施設等	5割減免	学校教育法に規定する学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校）	
	5割減免	保育所、幼保連携型認定こども園、認証保育所	

※地区コミュニティ協議会

地域住民及び各種地域団体が連携し、地域づくりに主体的に取り組む地域包括的な団体

(2) 個人利用（観覧料や入場料など個人単位で施設を使用する場合の料金設定）

- 各施設により異なる減免率について、現行を基本とし、文化施設・スポーツ施設ごとに統一基準を設定

施設区分	未就学	小学生	中学生	高校生	一般	70以上	障害者
文化	無料				1	無料	免除
スポーツ	1/2					1/2	
← 条 例 → ← 規則 →							

- 詳細は資料1

○ 文化施設 8施設（条例6件、規則6件改正） 影響額 約3百万円減

	現行	見直し後
高齢者	70歳以上無料 (8施設)	70歳以上無料 (8施設)
高校生	減免なし (2施設)	1/2減免 (8施設)
	一部減免 (1施設)	
	1/2減免 (5施設)	
小中学生	無料 (8施設)	無料 (8施設)
障害者	全額免除 (8施設)	全額免除 (8施設)

※無料施設 1施設（内山真龍資料館）

○ スポーツ施設 23施設（条例9件、規則9件改正） 影響額 約16百万円減

	現行	見直し後
高齢者	減免なし (1施設)	70歳以上1/2 (23施設)
	70歳以上1/2 (22施設)	
小中高校生	減免なし (12施設)	1/2 減免 (23施設)
	一部減免 (3施設)	
	1/2減免 (8施設)	
障害者	減免なし (1施設)	全額免除 (23施設)
	1/2 (22施設)	

3 使用料の受益者負担率の考え方

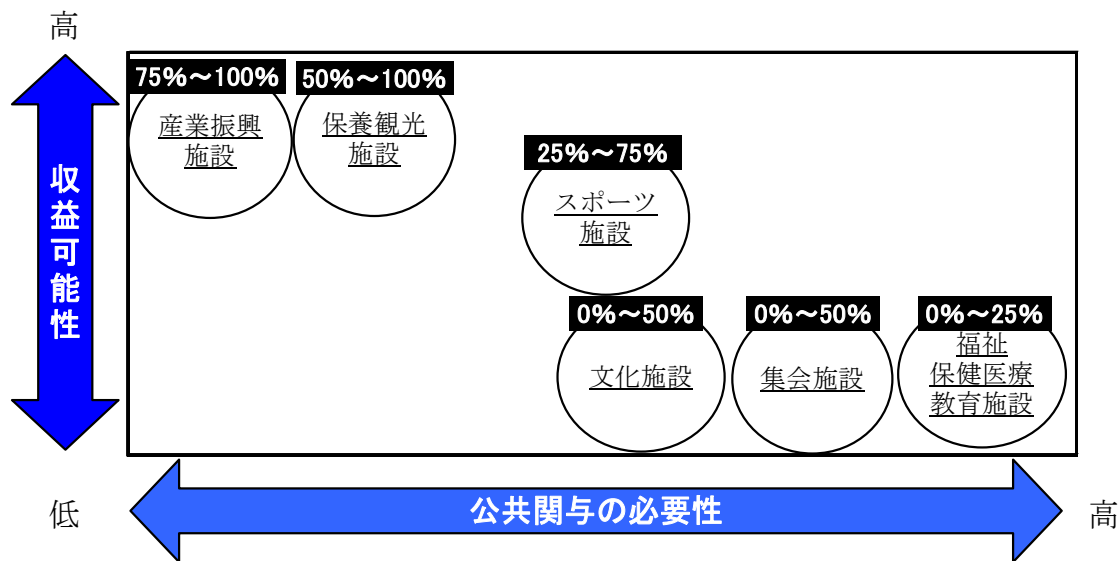
(1) 受益者負担率の設定

- ・各施設を文化施設、スポーツ施設等の利用用途別に分類する。
- ・「公共関与の必要性」及び「収益可能性」の観点から受益者負担率を決定する。
- ・受益者負担率は、25%刻みの4区分とする。

(0%～25%、25%～50%、50%～75%、75%～100%以上)

ただし、福祉施設等を除き、受益者負担率の下限は10%とする。

- ・利用用途別分類を「浜松市公共施設等総合管理計画」に基づく利用圏域により再分類し、地域に密着している施設ほど受益者負担率は低いものとする。
- ・下図に属しない施設は個別に検討を行う。(斎場、霊きゅう自動車等)



(2) 広域施設の位置づけ

広域施設はその機能と他に与える影響により、他施設とは区分する。

(3) その他事項

・許容する範囲

設定した受益者負担率の下限以下の5%に属する施設は、経過措置を置き、次回検証時において、基本範囲内に該当しなかった場合は改定対象とする。

※受益者負担率25%～50%の場合、20%未満が見直し対象となる

・統一的料金設定

基本範囲内の場合でも、条例内及び同種施設との使用料設定に著しく差異がある場合には、公平性の観点から改定対象とする。

・改定額の上限

改定額の上限は原則として、現行使用料の1.5倍以内とする

4 使用料改定

(1) 改定影響額 約10百万円増

- ・全188施設中 見直し対象 34施設 (39区分)
 - ・平成28年2月議会条例(7件)改正、平成29年4月施行
- ※指定管理施設は、更新時期に合わせて条例改正 (平成30年4月～平成33年4月更新)

(2) 見直しの状況 (詳細は資料2)

- ・スポーツ施設 34施設(39区分)

施設の規模により、統一の料金及び時間区分によるあるべき姿を設定

(参考) 統一料金設定の例

野球場 1,740円/2時間 (現行 最高1,740円/2時間 最低520円/2時間)

テニスコート 1,080円/2時間 (現行 最高1,130円/2時間 最低200円/2時間) など

5 今後のスケジュール

- ・平成28年2月議会 条例・規則改正
- ・平成29年4月 施行
- ・指定管理更新時期に合わせて条例改正 (平成30年4月～平成33年4月更新)

資料1：個人利用減免一覧表（料金は主なもの）

・文化施設

（単位：円）

No.	施設名	一般料金	高齢者料金			高校生料金			小中学生料金			障害者料金		
			現行	見直し後	増減額	現行	見直し後	増減額	現行	見直し後	増減額	現行	見直し後	増減額
1	中村家	200	0	0	0	200	100	△ 100	0	0	0	0	0	0
2	気賀関所	200	0	0	0	200	100	△ 100	0	0	0	0	0	0
3	賀茂真淵記念館	300	0	0	0	150	150	0	0	0	0	0	0	0
4	科学館	510	0	0	0	360	250	△ 110	0	0	0	0	0	0
5	博物館	300	0	0	0	150	150	0	0	0	0	0	0	0
6	浜松市秋野不矩美術館	300	0	0	0	150	150	0	0	0	0	0	0	0
7	浜松市美術館	300	0	0	0	150	150	0	0	0	0	0	0	0
8	楽器博物館	410	0	0	0	200	200	0	0	0	0	0	0	0

・スポーツ施設

（単位：円）

No.	施設名	一般料金	高齢者料金			小中高校生料金			障害者料金		
			現行	見直し後	増減額	現行	見直し後	増減額	現行	見直し後	増減額
1	可美公園	410	200	200	0	200	200	0	200	0	△ 200
2	春野ふれあい公園	300	150	150	0	300	150	△ 150	150	0	△ 150
3	江之島アーチェリー場	200	100	100	0	100	100	0	100	0	△ 100
4	雄踏総合公園	300	150	150	0	300	150	△ 150	150	0	△ 150
5	天竜B&G海洋センター	530	260	260	0	260	260	0	260	0	△ 260
6	三ヶ日B&G海洋センター	310	150	150	0	150	150	0	150	0	△ 150
7	佐久間瞑想館	210	210	100	△ 110	210	100	△ 110	210	0	△ 210
8	三ヶ日弓道場	100	50	50	0	100	50	△ 50	50	0	△ 50
9	浜北武道館	130	60	60	0	130	60	△ 70	60	0	△ 60
10	水窪総合体育館	100	50	50	0	100	50	△ 50	50	0	△ 50
11	サンライフ浜北	210	100	100	0	210	100	△ 110	100	0	△ 100
12	引佐総合体育館	200	100	100	0	200	100	△ 100	100	0	△ 100
13	舞阪総合体育館	200	100	100	0	100	100	0	100	0	△ 100
14	雄踏総合体育館	200	100	100	0	200	100	△ 100	100	0	△ 100
15	新橋体育センター	200	100	100	0	200	100	△ 100	100	0	△ 100
16	北部水泳場	510	250	250	0	250	250	0	250	0	△ 250
17	天竜林業体育館	180	90	90	0	90	90	0	90	0	△ 90
18	武道館	300	150	150	0	100	150	50	150	0	△ 150
19	四ツ池公園	200	100	100	0	100	100	0	100	0	△ 100
20	浜北総合体育館	160	80	80	0	160	80	△ 80	80	0	△ 80
21	浜北温水プール	560	280	280	0	300	280	△ 20	280	0	△ 280
22	古橋廣之進記念浜松市総合水泳場	770	380	380	0	410	380	△ 30	380	0	△ 380
23	浜松アリーナ	300	150	150	0	300	150	△ 150	150	0	△ 150

資料2:料金改定施設一覧表(料金は主なもの)

(単位:円)

	施設区分	施設名	現行料金		改定料金		増減額		増減		※1人あたりの料金			
											現行料金	改定料金	増減額	
	①野球場	※同規模施設は2時間1,740円で統一										※9人で利用の場合		
1		和地山公園	2時間	1,330	1,740	410	増				2時間	148	193	46
2		船越公園	2時間	1,740	1,740	0			-		2時間	193	193	0
3		細江総合グラウンド	2時間	1,210	1,740	530	増				2時間	134	193	59
4		春野総合運動場	2時間	520	780	260	増				2時間	58	87	29
5		新橋体育センター	2時間	1,740	1,740	0			-		2時間	193	193	0
6		可美公園	2時間	1,740	1,740	0			-		2時間	193	193	0
7		安間川公園	2時間	1,740	1,740	0			-		2時間	193	193	0
8		高丘公園	2時間	1,740	1,740	0			-		2時間	193	193	0
	②運動広場	※同規模施設は2時間1,740円で統一										※10人で利用の場合		
9		雄踏グラウンド	2時間	360	540	180	増				2時間	36	54	18
10		細江総合グラウンド	2時間	1,210	1,740	530	増				2時間	121	174	53
11		水窪グラウンド	2時間	200	300	100	増				2時間	20	30	10
12		和地山公園(球技場)	2時間	1,740	1,740	0			-		2時間	174	174	0
13		遠州浜海浜公園(球技場)	2時間	1,740	1,740	0			-		2時間	174	174	0
14		雄踏総合公園(球技場)	2時間	1,740	1,740	0			-		2時間	174	174	0
15		雄踏総合公園(多目的スポーツ広場)	2時間	1,020	1,530	510	増				2時間	102	153	51
16		引佐総合公園(多目的スポーツ広場)	2時間	1,740	1,740	0			-		2時間	174	174	0
17		可美公園(球技場)	2時間	1,740	1,740	0			-		2時間	174	174	0
18		舞阪乙女園グラウンド	2時間	480	720	240	増				2時間	48	72	24
19		引佐運動広場	2時間	1,050	1,570	520	増				2時間	105	157	52
20		佐久間ふれあい運動公園(多目的広場)	2時間	260	390	130	増				2時間	26	39	13
	③テニスコート	※同規模施設は2時間1,080円で統一										※4人で利用の場合		
21		安間川公園	2時間	1,020	1,080	60	増				2時間	255	270	15
22		可美公園	2時間	1,020	1,080	60	増				2時間	255	270	15
23		明神池運動公園	2時間	420	630	210	増				2時間	105	158	53
24		水窪テニスコート	2時間	200	300	100	増				2時間	50	75	25
25		新橋体育センター	2時間	1,020	1,080	60	増				2時間	255	270	15
26		ゆたか緑地	2時間	1,020	1,080	60	増				2時間	255	270	15
27		高丘公園	2時間	1,130	1,080	△50		減			2時間	283	270	△13
28		美園中央公園	2時間	420	630	210	増				2時間	105	158	53
29		雄踏総合公園	2時間	1,130	1,080	△50		減			2時間	283	270	△13
30		引佐総合公園	2時間	1,130	1,080	△50		減			2時間	283	270	△13
31		引佐総合体育館(庭球場)	2時間	640	960	320	増				2時間	160	240	80
32		春野ふれあい公園	2時間	1,070	1,080	10	増				2時間	268	270	3
33		天竜庭球場	2時間	430	640	210	増				2時間	108	160	53
	④体育館A	※同規模施設は2時間3,440円(全面利用)で統一										※10人で利用の場合		
34		可美公園(体育館)	2時間	4,420	3,440	△980		減			2時間	442	344	△98
35		新橋体育センター	2時間	2,580	3,090	510	増				2時間	258	309	51
36		舞阪総合体育館	2時間	3,700	3,440	△260		減			2時間	370	344	△26
37		雄踏総合体育館	2時間	3,080	3,440	360	増				2時間	308	344	36
38		引佐総合体育館	2時間	1,760	2,640	880	増				2時間	176	264	88
39		水窪総合体育館	2時間	400	600	200	増				2時間	40	60	20
40		浜北体育館(※現在改築中)	2時間	-	2,780	-					2時間	-	278	-
	⑤体育館B	※同規模施設は2時間700円(全面利用)で統一										※10人で利用の場合		
41		奥山体育センター	2時間	700	700	0			-		2時間	70	70	0
42		三ヶ日体育館(※廃止に向けての調整中)	2時間	430	700	270	増				2時間	43	70	27
43		三ヶ日B&G海洋センター(アリーナ)	2時間	720	700	△20		減			2時間	72	70	△2
44		細江体育センター	2時間	520	700	180	増				2時間	52	70	18
45		サンライフ浜北	2時間	740	700	△40		減			2時間	74	70	△4
46		天竜体育館	2時間	1,120	700	△420		減			2時間	112	70	△42
47		龍山健康増進センター	2時間	-	350	350	増				2時間	-	35	35
	⑥武道場	※同規模施設は2時間あたりの200円で統一										※5人で利用の場合		
48		浜北武道館(半面)	2時間	400	400	0			-		2時間	80	80	0
49		天竜武道館(半面)	2時間	260	390	130	増				2時間	52	78	26
	⑦弓道場	※同規模施設は2時間あたりの600円で統一										※6人で利用の場合		
50		浜北武道館(弓道場)	2時間	440	600	160	増				2時間	73	100	27
51		三ヶ日弓道場	2時間	540	500	△40		減			2時間	90	83	△7
52		佐久間瞑想館	2時間	702	600	△102		減			2時間	117	100	△17
							計	29	10	13				

資料2

第10号様式

浜北区協第 号

平成27年12月 日

(あて先) 浜松市長

浜北区協議会

会 長 川上 正芳 印

諮問事項に対する答申について

平成27年11月9日付け浜市協第193-2号で当協議会に対して諮問のあったことについて、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第11条第1項から第3項の規定に基づき審議した結果、下記のとおり答申します。

記

- 1 答申内容 別紙第11号様式のとおり

(案)

第11号様式

諮問事項に対する答申書

浜北区協議会

件名	浜松市浜北生きがいデイサービスセンターの管理運営手法の見直しについて
諮問内容	別紙のとおり、浜松市浜北生きがいデイサービスセンターの管理運営手法の見直しについて諮問するもの。
答申	諮問内容について審議の結果、適切であると認めます。
備考	

区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	浜松市浜北生きがいデイサービスセンターの管理運営手法の見直しについて				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>【背 景】 施設は、地域高齢者の介護予防施設として平成12年に建設されたもので、築15年を経過している。現在は、市介護予防事業（元気はつらつ教室）実施会場として使用しており、施設の管理運営は、平成18年度より指定管理を導入している。</p> <p>【経 緯】 施設は、指定管理業務としての介護予防事業実施会場に専用使用しているため、利用の現状に即した施設の管理運営手法のあり方について検討を進めてきた。</p> <p>【施設概要】 名称 浜松市浜北生きがいデイサービスセンター 所在 浜北区平口1604番地の1 建設 平成12年新築 構造 鉄骨造平屋建て 面積 延床面積 145.29㎡ 敷地面積 159.71㎡ 管理 指定管理 平成18年度より指定管理導入 (福) 浜松市社会福祉協議会 H26.4.1～H31.3.31</p>				
対象の区協議会	浜北区協議会				
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・「浜松市浜北生きがいデイサービスセンター条例」は、平成27年度をもって廃止する。 条例廃止 平成28年4月1日 ・施設はそのまま存続し、これまでどおり介護予防事業実施会場として専用使用する。 ・指定管理者による管理運営を取り止め、市が直接行う。 ・指定管理業務としての介護予防事業は、別途委託とする。 <p>※指定管理期間中における見直しについては、基本協定に基づき(福)浜松市社会福祉協議会と調整した結果、内諾が得られている。</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	答申を得たい時期：平成27年12月 今後の予定：平成28年2月議会に条例廃止案を提案				
担当課	高齢者福祉課	担当者	内山	電話	457-2789

浜北副都心づくりに向けての交通課題(案)

浜北区協議会副都心づくり委員会

1 趣旨

副都心づくりの過程において発生する交通課題について委員会として検討を行った。

2 現状分析

現状において、すでに交通が飽和状態になりつつある浜北駅前を中心としたいわゆる副都心の核となる地域について、現状確認とデータ分析を行った。

(1) 人口増の状況と分析・その影響

合併時から9千人余の人口増がある。これにより大型商業施設、文化センター等への利用者が増加するという影響も出ている。既に副都心の核となる地域の賑わいの兆しが現れ始めていると思われる。

◎ データ 浜北区人口の推移 各区との比較

意見

- ・人口増の主な要因は、きらりタウンの造成と市街地縁辺集落制度による宅地開発が進んだことによるものと思われる。こうした、新たに開発された地域の目を副都心に向ける取組が必要となろう。
- ・道路整備が計画されないとなゆた・浜北を中心としたにぎわいづくりの提案ができない。
- ・一部分のにぎわいだけでなく、区内全体に人の流れができるような副都心づくりを考えていく必要がある。
- ・浜松市における居住区として、災害の危険の少ない、交通の利便性がある地域のメリットが理解されて人口増につながっていると思われる。この傾向は今後も継続するだろう。
- ・人口増は、買い物増に連動するが、にぎわい創出には必ずしも連動しない。ビジョンを持った「にぎわいづくり計画」の策定と具体的推進が不可欠。

- ・人口増加、施設の拡充等による渋滞緩和のため、道路拡幅、新規の迂回通路などで策を講じてほしい。
- ・都田地区への工場進出に伴い、その後業員の住宅が浜北に求められることが予想される。無計画な宅地化は渋滞の慢性化など生活環境に悪影響を与える。駅前の道路の拡幅などを含め計画的な対応を進めるべき。

(2) はまホール休止後の文化センターの利用状況

平成27年4月からはまホール休止に伴う影響等により、4月から9月にかけて概ね前年比20パーセントから30パーセントの利用者増となっている。

主要な利用者の増加した施設は、大ホール、大会議室、多目的室等である。1,200人規模の収容ができる施設として大ホールの利用率が高まっているほか、250人収容可の大会議室も広域のイベント等に利用され、また、区外の利用者が多くなっているようである。

◎ データ 4月以降の文化センター利用者の前年比較

意見

- ・文化センターの利用者増に対応して、施設の改修を早急に進め、駐車場の整備とともに、快適な利用環境を整備する必要がある。
- ・文化センターの利用者は今後増加するので、それに対応できるよう内部の整備を急ぐべき。また、増室も必要。
- ・なゆた・浜北内の施設の移転で、さらに利用者が増えることが予想される。
- ・浜北区だけでなく浜松市全体の文化センターとして、多くのイベントに使えたらよいと思われる。駐車場についてはプレ景ウオーク浜北との良好な関係を維持し共存できるような体制が必要。
- ・周辺区の文化施設統廃合や浜北区役所のなゆた・浜北移転等により、文化センター利用は今後も大幅増が想定される。施設や駐車場整備が必要。
- ・文化センター等の集客施設には十分な駐車場確保と交通安全の確保を。

・文化センターの重要度は増す一方である。アクセス道路の整備、駐車台数の確保、施設の老朽化対策を急ぐべき。

(3) プレ葉ウォーク浜北の来客数の推移

プレ葉ウォーク浜北

「オープン当初は、駐車場は過剰投資の懸念もされたが、利用者は毎年右肩上がり増加しており、土日を中心に駐車場がいっぱいになっていることも多い。各テナントの努力もあるが、地域に根ざした店舗を目指しており、自主イベント、地域の持込のものなどさまざまに応じており、来店者の増加につながっているものと思う。」

※比較的駐車場の大きなプレ葉ウォーク浜北に来店したついでに、文化センター等他の施設を訪れる来客もいるようである。

◎データ プレ葉ウォーク浜北 SC 入店客数推移

意見

- ・プレ葉ウォーク浜北の来客者を浜北駅前に誘導するために、快適な歩行者導線の確保と商店街の活性化が必要である。
- ・今後も様々なニーズにあったイベントの企画を期待する。土地も良いので今後も集客は見込めると思う。
- ・文化センターとプレ葉ウォーク浜北は、うまく連携しているから継続すべき。
- ・プレ葉ウォーク浜北は副都心づくりの一端を担う場所に位置している。この意味でもなゆた・浜北や文化センターの利用者及び浜北駅周辺から商工会館の間にある商店利用者とプレ葉ウォーク浜北との相互連携・共存の促進は極めて友好。
- ・交通渋滞を考慮した道路見直しをすべき。
- ・既存の事業者との共存が図られるようにすべき。プレ葉ウォーク浜北が地元へ協力的なのは大いに結構。

(4) サンストリート浜北、グリーンアリーナ等の利用状況

浜北区の中での賑わいの核のひとつである平口地区には、サンストリート浜北があり複合映画施設、日帰り温泉施設が併設され、また、24時間営業のスーパーなどの特色があり、国道152号沿いというアクセスのよさもあいまって、多くの来客がある。

また、グリーンアリーナ、グリーンアクア、グリーンフィールドなどのスポーツ施設はアクセスの良さから浜北区以外からも利用者が多い。

◎ データ グリーンアリーナ等の利用者の年度比較

意見

- ・ 地元の人が優先して利用できるようにすべき。道路にも課題がある。
- ・ スポーツ施設はもう少し区民が利用しやすい料金体系が望ましい。
- ・ サンストリート浜北の駐車場は、夕方、休日の時間帯において入れない車が飛龍街道にはみ出しているときがある。車の導線等について検討の必要がある。
- ・ 中区・東区・天竜区に加え、製造業の誘致増加が計画される北区との交通網として交通量増が予想され、今後の集客増が期待される。「観光・文化・スポーツ地域」の拠点として、サンストリート浜北とも連携強化すべき。
- ・ スポーツ施設は、休日に車が集中することが多いので、シャトルバス等での移送も検討すべき。
- ・ グリーンアリーナ等は浜北色が薄められてきている。歓迎すべき部分ではあるが。
- ・ サンストリート浜北は他の区の利用者が多い。

(5) 浜北駅等の乗降客数の変化

浜北駅の乗降客数は合併後45パーセント、政令市移行後で30パーセントの増加となっている。今後区役所の移転、副都心の充実によ

り多くの利用が想定される。浜北区の良い点として鉄道がある点をあげている意見が聞かれ、人口増をもたらしている一因とも思われる。

◎まちづくり公社の調査データ

意見

- ・今後、浜北駅を大きな交通結節点として捉えた場合、通過交通と歩行者空間を分離し、快適な駅前空間の整備を進める必要がある。
- ・浜北駅は、大規模に作り直すべきだ。
- ・区役所の移転に伴う浜北駅の乗降客数の増加は未知数である。むしろ駐車場対策が必要。
- ・遠鉄西鹿島線と区内6つの駅は、まさに浜北区の生命線であり、この有効活用こそ浜北発展の鍵となる。浜北駅及びその周辺整備や6つの駅とバス利用・自転車利用等々の交通手段との効果的連結は重要課題。
- ・区役所移転により駅からの歩行者が格段に増えることが予想される。高齢者や子どもにとって安全な通路の確保が必要。
- ・副都心の中心駅であるのでそれにふさわしいものにすべき。遠鉄に働きかけるべきであろう。

(6) 都市計画の状況（道路状況等）

浜北区内の道路は、新東名高速道路、飛竜街道などを除き、今後の副都心の賑わいを想定しておらず、旧浜北市時代の道路状況から大きく変わっていない。当時は人口8万人の都市としてのものであり、想定を超えた人口9万7千人余を数え、また、政令指定都市の副都心としての期待がかかる地域としては、一定の修正は必須のものと思われる。

意見

- ・早朝、夕方の交通量の多い時間帯での渋滞が、区内の道路の各所で起きている。特に歩道の整備ができていない道路やスクールゾーンに指定されている道の交通量の増加で、事故の起きる可能性が高まっていると思われる。救急車両の通行の妨げにもなるので早急に対応を検討すべき。
- ・文化センターから十全記念病院までの間の道路の拡幅が必要。
- ・浜北の都市計画及び道路整備の不具合や遅れは旧浜北市時代から「どうにもならない」といわれた難問であり、改善・解決には時間を要するが、人口増・副都心づくりには避けて通れない課題であることも間違いない。整備箇所をリストアップし粘り強く要望を続ける必要がある。
- ・新清掃工場建設や畜場の増築による影響を考えた道路拡幅、歩道整備などの安全対策が必要。
- ・磐田地区から都田地区への通勤者のためのルートは別に整備すべき。

3 今後の変動要因

(1) 区役所の移転による影響

区役所及び本庁直轄組織で職員数300人弱、1日平均来庁舎数1千人余が新たに浜北駅前地区に移ってくることによる影響は、単なる役所の移転にとどまらず、行政機能の副都心としての賑わいが期待される。

意見

- ・区役所の移転により、なゆた・浜北の会議室が減少することになるが、休日における区役所会議室の開放を検討する必要がある。
- ・浜北駅、区役所、なゆた・浜北の連携を確立すべき。
- ・駐車場の不足に対する懸念と駐車場への出入りの際の見通しの悪さに対する対応が必要。
- ・なゆた・浜北に区役所が入りきるのか不安がある。十分な配慮を。

・にぎわいづくりにとって好機となる。職員や来訪客が街中を歩く機会を増大させるからである。そのため、まちなか、特に駅前周辺からプレ葉ウォーク浜北までの区域を道路というより広場にする空間づくりが最重要。また、なゆた・浜北の機構・機能計画全貌や区役所跡地の活用策明確化も重要。

・利用者増を見込み駅前の交通のルート of 安全策の推進を。

・区の再編でも動じないような機能の充実した新しい区役所とすべき。

(2) イベント等の増加の傾向と影響

他都市の例を見ると駅前に役所がある都市においては、役所を中心にイベントが企画しやすくなり、実際に賑わいに貢献している例がある。積極的に進めると同時にイベントの来場者への対応が必要となる。

◎新潟県長岡市等のデータ 現イベントの参加人員

意見

・イベントを実施するためには、場所自体の適性と駐車場の量的不足の解消が必要。

・駐車場の空き待ちのための渋滞が起きる可能性もあるので、公共交通機関利用促進の広報活動が必要。

・「駅前に区役所」のメリットが理解されていないところがある。商業施設等ではなく行政が入るという理由の説明を。

・イベント企画やにぎわいへの貢献は期待できるが、区には多くの日常の業務があり、前面に出過ぎることない有効な関与が期待される。駅前に役所がある他の例を調査の必要がある。

・駅前イベントの定例化を進めるべき。

・先進他地域の事例を研究し、積極的にイベント等でのにぎわいづくりをすべき。

・駅前広場を見直す中で、駅前からプレ葉ウォーク浜北までの人の流れが

意識された配置にすべき。バスターミナルの位置も含めて検討する必要がある。

(3) 浜北区のコンパクトシティ化と交通量

狭いエリアに多くの都市施設が集積している浜北区は、すでにコンパクトシティと呼べる状況にあると思われる。今後、高齢化が進む中で、移動に負担の少ないこの地域は、利用しやすい地域として注目を集めていくであろう。

一方で、現状においては車社会の構造は変わっていないので、渋滞の常態化の懸念がある。

◎コンパクトシティの定義 コンパクトシティの取組の現況

意見

- ・アクセスに課題がある。
- ・交通規制をかける等、区民の生活に大きな支障が出ないようにルール作りが必要。
- ・渋滞が予測されるので、後手に回らない早めの対策が必要。
- ・狭いからコンパクトシティ化しているといえるが、狭い割には同じような機能を持つ地域・まちに分散している。これが空洞化の原因でもある。集中すべきものと分散すべきものとの区分けが必要。また、狭い地域の車社会継続は混雑化が不可避。バス、自転車社会の推進が必要。
- ・浜北でも高齢化は進むので、コンパクトシティの中の移動は、電動アシスト自転車、三輪自転車、車椅子などが使えるようにすべき。
- ・遠州鉄道の線路の東側、小松から美園中央公園までの活性化のため、平行した散歩道を整備したらどうか。既存の道路を利用し、店舗の進出を促す。

(4) 北区三方原、都田地区等への工場進出に伴う影響

北区三方原、都田地区等への工場進出が進められているが、通勤者は、浜北区に居住している者、浜北区を通勤経路にする者も想定される。大型商業施設、文化スポーツ施設、飲食施設の利用も高まることが予想される。一方で公共交通機関利用者も一定数予定されるが、そのコースのひとつとして浜北駅から新都田地区までのバスルートの検討も必要となる。

※H27.9 現在、産業部、都市整備部で北区を中心に一部浜北区を含む調査を行っているとのこと。

意見

- ・大型車の往来や朝夕の交通量の増加で渋滞がさらにひどくなる懸念がある。
- ・車社会の中でバス通勤者は多くないとの意見もあるので、公共交通機関としてのバスへの誘導の趣旨も踏まえて説明が必要。
- ・都田地域への工場進出を中心とした工業地域化に伴い、浜北区を含めた北区への交通網整備は自然体の地方創生重点課題の一つである。浜北地域として必要な整備や利用対策を取りまとめ、計画への意見反映を図る必要がある。
- ・都田地域への工場進出による通勤渋滞対策のためには、バス等の大型輸送手段の導入とフレックスタイム制などの検討が必要。
- ・磐田地区から都田地区への通勤者のためのルートは別に整備すべき。

※データが間に合えば掲載

(5) 区の人口の予測

全国的に人口の減少に警鐘が鳴らされているが、現在も増加しつつある浜北区人口の将来について予測し、高齢化と人口減対策について考える。

意見

- ・若い世代や子育て世代が利用しやすい施設に関する事、環境の整備に関する事、情報の周知に関する事にもっと力を入れていくべき。
- ・人口減少に対し、根本原因の追究が必要ではないか。出産、育児に対するいろいろなサポートが必要。
- ・浜松市やらまいか人口ビジョンが作成され、そのなかで「市内全地域とも将来は人口減少するが、浜北区の一部のみ増加が見込まれる。」とされ、また、浜北区の製造業雇用吸収率が高い（市平均24%に対し34%）ことも示されている。この人口ビジョン案を踏まえた居住環境整備の重点化が必要。
- ・健康長寿のため、副都心では身の安全が確保でき、生活しやすい環境とすべき。
- ・浜北区においては、学校の統廃合よりも大規模校の解消が現実的な課題である。

(6) 区の再編の影響

現在、区の再編についての議論がなされている。再編の動向によっては更なる業務の集中化が引き起こされる可能性もあり、浜北区においても副都心としての定義づけにも影響がある問題であり、並行した検討が求められる。

意見

- ・浜北という地域に愛着を持っている区民が多く、区の再編に伴って浜北区がなくなってしまうという不安の声があるので、この地域がよりよくなる再編案を検討することが必要。
- ・災害のない浜北が自然と副都心として発展すると思われる。交通事情が悪いので対策を。
- ・浜北区は単独で残ることが望ましいことは当然。一部で北区や天竜区を

吸収した場合の試算が示されているが、両区は、中山間地を抱え、副都心と自然の共存を目指す浜北区とは、根本的・宿命的に課題が異なり統合は不適當であり無意味である。

・例で挙げられている天竜区等との合併は、環境が異なりすぎているため、そのメリットが少ない。

・区の再編は、その区の住民の意思が反映されることが大切であり、慎重にやってほしい。

4 既存のインフラをめぐる課題

副都心をめぐるインフラについていくつかの脆弱性が課題としてあがってきた。

(1) 貴布祢中央線

- ・ なゆた・浜北からプレ葉ウォーク浜北までの通過車両と往来人数が増加していること。
- ・ 文化センター利用者の増加に伴う特定時間帯の慢性的渋滞があること。
- ・ なゆた・浜北（区役所・図書館）と文化センターとプレ葉ウォーク浜北の間に相互利用する利用者が増加が見込まれること。
- ・ 商工会からプレ葉ウォーク浜北までの間が狭小であること。
- ・ 文化センターの利用者の送出的ための道路として利用されること。
- ・ 森岡の家の取り壊しにより、一部道路拡幅が期待できること。

意見

・ 都市計画道路の事業化を進めるとともに、プレ葉ウォーク浜北側の交差点について、通学路の安全を図るためにも、地域住民の協力を得て、区画整理等の手法により面的な整備を図る必要がある。

・ 交通量の増える時間帯と歩行者の多い時間帯が重なると危険な場所であるので事前の対策が必要。

- ・副都心地域での課題は見えてきている。それを解決する具体的手順を考えるべき。市内他地域での例もあるはずだ。
- ・副都心化にとって解決すべき諸課題が集約されている。この中で、浜北駅、なゆた・浜北からプレ景ウォーク浜北の間を往来する人々を優先し、かつ、増大化を図る地域（広場）づくりのために必要な道路網整備の優先化が望まれる。
- ・渋滞緩和と交通安全のため拡幅や迂回路等思い切った道路のレイアウトを考えることが必要。
- ・商工会からプレ景ウォーク浜北までの間の対策は最優先で。文化センターの利用者の送迎のための道路は駐車場からの出入りをスムーズにできるようにすべきである。

(2) 寺島・大原線

- ・国道152から副都心の核の部分への重要なアクセス道路であるが、サンストリート浜北から文化センターに至る間は、プレ景ウォーク浜北、浜名保育園、十全記念病院をはじめ、診療所、店舗などが点在して現在でも多くの車両が通過し、渋滞を招く場合もある。
- ・もともと歩道も少ない道路であり、1台でも右折車両があると大きな渋滞を起こしている。
- ・加えて北区三方原、都田地区等への工場進出に伴う影響で通過道路として朝夕の通勤車両の増加も予想され、更なる渋滞の懸念がある。

意見

- ・道路拡幅に向けて、早期実現可能な都市計画道路の見直しが必要である。
- ・道路の拡幅や歩道の設置、右折帯や右折信号の設置が必要。
- ・もともと都市計画道路が計画されていたが、保育園や診療所ができるなど整備に困難な状況となっている。事故等も懸念されるため、早急な対応が必要。

- ・今後の「市インフラ整備計画」の重点として位置づけるよう要請して、粘り強く取り組む多面的・全区民的な盛り上げりを構築する必要がある。
- ・右折車両が渋滞の主な原因であるので右折帯の対応が必要。
- ・新たな通勤者層には、バスの利用促進やフレックスタイム制の導入を検討すべき。
- ・早期実施を。

(3) 遠州鉄道浜北駅の狭隘化の課題

浜北駅は、区役所の移転を契機に賑わいが出ることが予想されるとともに、交通の結節点として公共交通機関利用者の三方原・都田地区への拠点として期待される。

副都心としては、まだ、イメージが定まっていない遠州鉄道東側の将来イメージの検討も求められる。

意見

- ・長期的には、鉄道高架化を見通して、周辺整備を含めた検討を進める必要がある。
- ・美園中央公園駅は車窓やホームから施設が見えることから利用促進につながっていると思われる。利用者が寄ってみたくなるような駅周辺の施設として飲食店等の店舗、アパートやマンションが誘導できればいい。
- ・駅の東側は現時点では現状のままとし、西側の整備を急ぐべき。
- ・副都心玄関口としての浜北駅前及びその周辺の広場・空間の重要性は計り知れないほど大きい。遠鉄や周辺住民と連携が重要。
- ・安全を前提とした駅前周辺のレイアウトを考えるべき。イベント等のスペース確保も必要。
- ・遠州鉄道にも協力を求めるべき。

(4) 副都心と新東名とのアクセス

新東名高速道路の供用開始により、浜北区にも他地域のナンバーの車両が多く見られるようになった。今後、さらに本線の供用が広がるなかで、副都心部分との関連付けが必要となる。

意見

- ・馬郡線（笠井街道）の整備が必須である。
- ・インター出入口付近に店舗の誘致をする必要がある。
- ・今後の「市インフラ整備計画」の重点として位置づけるよう要請して、粘り強く取り組む多面的・全区民的な盛り上がりを構築する必要がある。
- ・新東名ICへの接続道路には店舗が少ないので誘致すべき。

5 車から公共交通機関へ

高齢社会の進展により、自家用車から公共交通機関の利用が求められることは必至である。コミュニティバスのあり方を含め、その移行をどのように促していくかが重要となる。

意見

- ・コミュニティバスは今のままでは廃止される可能性があるので、にぎわいづくりと副都心計画に合わせた公共交通を考える必要がある。
- ・バス停の配置の見直し、ベンチ等の設備の整備などで高齢者が利用しやすいものとするべき。
- ・病院、スーパー等を通るルートの子バス路線が必要。コミュニティバスは現状維持が妥当。
- ・区民の居住・移動する地域・空間が比較的近接化している浜北区にとって、車社会進展は混雑化現象が増大する危険性やまちづくりを阻害する可能性が高い。逆にバス・自転車の普及はまちづくりに寄与する。
- ・ニーズに合わせたルート（医療、福祉、区役所等は必須）で移送手段を考えるべき。コミュニティバスは限界かも。

6 自治会連合会、副都心にぎわいづくり協議会との連携

現在浜北区協議会で進めている検討については、自治会連合会、副都心にぎわいづくり協議会でも議論され、また、調査研究がなされている。それぞれの活動が無駄なく、効率的に成果に結びつくよう連携し、協議を進める必要がある。

意見

- ・様々な世代の区民の声が反映されるような協議ができるようこまめに意思疎通ができるようにすべき。
- ・自治会連合会の要望は地元の生の意思であるのでしっかりと受け止められるべきものである。
- ・浜北には熱心で有力な自治会とその連合会及び高工会・青年会議所等があり、これまで地域づくりに大いに貢献してきた。今後はより重要で複雑な課題がおきる可能性もあり、行政が中継してより幅の広いコミュニティや市民活動団体を育成し、連携する「市民協働」の計画的な取組がより求められる。
- ・重要事項については、協議会で早めに協議し、自治会と連携できるようにすべき。
- ・大いに推進すべき。